

鹿 児 島 県 公 報

令和8年9月4日（金）第751号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 私立専修学校の廃止の認可（学事法制課取扱い） 1
 ○保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 1
 ○土地改良区の定款の変更の認可（農地整備課取扱い） 2
 ○県営土地改良事業の換地計画の決定（3件）（農地整備課取扱い） 2
 ○令和8年度地籍調査事業計画の変更（農地保全課取扱い） 3

公

告

- 公募によらない指定管理者の候補者選定の公告（建築課取扱い） 3

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 4

告

示

鹿児島県告示第503号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により、私立専修学校の廃止を次のとおり認可した。

令和8年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	位 置	設置者	認可年月日	廃止期日
久木田学園看護専門学校	鹿児島市高麗町37番5号	学校法人久木田学園	令和8年8月19日	令和8年8月19日

鹿児島県告示第504号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和8年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林予定森林の所在場所
指宿市新西方字四枝1449番3、1449番4・1459番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第505号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年7月15日付けで曾於東部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第506号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域農業農村総合整備塩屋南部地区高田秋屋野換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年9月7日から同年10月7日まで
- 3 縦覧場所
中種子町役場農林水産課

鹿児島県告示第507号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域農業農村総合整備塩屋南部地区拾崎換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年9月7日から同年10月7日まで
- 3 縦覧場所
中種子町役場農林水産課

鹿児島県告示第508号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域農業農村総合整備塩屋南部地区東小牟礼換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年9月7日から同年10月7日まで
- 3 縦覧場所
中種子町役場農林水産課

鹿児島県告示第509号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた令和8年度地籍調査事業計画（令和8年5月26日鹿児島県告示第343号をもって公示）の一部を令和8年8月26日付けで次のとおり変更した。

令和8年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	変更の内容		
			変更事項	変更前	変更後
奄美市	奄美市名瀬大字根瀬部、名瀬大字西仲勝、名瀬伊津部、名瀬平田町、名瀬入舟町、名瀬矢之脇町、名瀬金久、名瀬金久町、住用町大字見里、笠利町大字須野及び笠利町大字辺留の各一部	令和8年4月7日から令和9年3月31日まで	調査地域	奄美市名瀬大字根瀬部、名瀬大字西仲勝、名瀬伊津部、名瀬平田町、名瀬入舟町、名瀬矢之脇町、名瀬金久、住用町大字見里、笠利町大字須野及び笠利町大字辺留の各一部	奄美市名瀬大字根瀬部、名瀬大字西仲勝、名瀬伊津部、名瀬平田町、名瀬入舟町、名瀬矢之脇町、名瀬金久、名瀬金久町、住用町大字見里、笠利町大字須野及び笠利町大字辺留の各一部

公 告

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

令和8年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
県営住宅（大島郡与論町内分）
- 2 公の施設の所在地
大島郡与論町
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 県営住宅の入居者の公募並びに入居及び退居に関する業務
 - (2) 県営住宅における同居の承認申請その他承認申請の手続に関する業務

- (3) 県営住宅、共同施設及び管理対象施設等（以下「県営住宅等」という。）の維持修繕及び環境整備に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、県営住宅等の管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
- 5 適用条文
鹿児島県公の施設に関する条例第7条第1項第4号

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年9月4日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
令和8年11月9日（月）から同月14日（土）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
 - (2) 追加取得講習
令和8年11月12日（木）から同月14日（土）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 3 講習の実施場所
鹿児島県社会福祉センター別館（鹿児島市鴨池新町1番7号）
- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
次のいずれかの条件に該当する者
ア 最近5年間に当該警備業務の区分（以下「1号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号に係る警備業務に従事しているもの
エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号に係る警備業務に従事しているもの
 - (2) 追加取得講習
1号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修

了証明書」という。)の交付を受けている者(旧資格者証の交付を受けている者を除く。)で、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近5年間に1号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(1号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号に係る警備業務に従事しているもの

5 受講定員

原則、受付先着順とし、各講習の受講申込みが定員に満たない場合、その人数を受け付ける。

(1) 新規取得講習

20人

(2) 追加取得講習

10人

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和8年9月29日（火）から同年10月2日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

(2) 受付場所

ア 鹿児島県内に住所を有する者等

受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 鹿児島県外に住所を有する者

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書(申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真(縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル)1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。) 1通

イ 新規取得講習

(ア) 4の(1)のアに該当する者

a 1号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。) 1通

b 履歴書 1通

(イ) 4の(1)のイに該当する者

1号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 4の(1)のウに該当する者

a 1号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 4の(1)のエに該当する者

1号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 4の(1)のオに該当する者

- a 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
 - (ア) 4の(2)のアに該当する者
 - a 警備業務従事証明書 1通
 - b 履歴書 1通
 - c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (イ) 4の(2)のイに該当する者
 - a 1号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - b 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (ウ) 4の(2)のウに該当する者
 - a 1号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (エ) 4の(2)のエに該当する者
 - a 1号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (オ) 4の(2)のオに該当する者
 - a 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参して申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額を納入すること。
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
 - ア 新規取得講習
47,000円
 - イ 追加取得講習
23,000円
- 7 その他
 - (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
 - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して1号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
 - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
 - (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
 - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490